

# 香川県広域水道企業団 Q&A

ほんで結局

## Q 何が変わったの?

**A.** 「高松市上下水道局」は廃止され、水道事業関係の業務は「香川県広域水道企業団高松事務所」が、また、下水道事業関係の業務は「高松市都市整備局下水道部」が、それぞれ行っています。  
水道事業と下水道事業を運営する組織が分かれることになり、**担当部署と問い合わせ先が変更になっています。**

## Q 何も手続きしてないけど大丈夫なの?

**A.** 高松市上下水道局にお申込みいただいた内容が、そのまま引き継がれていますので、**改めて手続きを行う必要はありません。**

## まだまだ変わる「水道企業団」

現在、水道企業団は、全体の管理・統括を行う「本部」と、各市町に設置されている「事務所」により運営されていますが、料金体系のほか、メーター検針や料金ご請求の間隔、お支払い方法などは事務所ごとに異なっています。

水道企業団では、経営の効率化やサービス水準の統一を目的として、事務所を5つのブロック統括センターに統合するほか、料金体系などの統一を行う予定です。



メーター検針や料金ご請求の間隔、お支払い方法を統一 (高松事務所管内はこれまでと同じ。)

各市町に設置されている事務所を5つのブロック統括センターに統合 (高松事務所は三木事務所・綾川事務所と統合し、高松ブロック統括センターとして、高松市防災合同庁舎に設置予定)

料金体系を統一

水道企業団事業開始

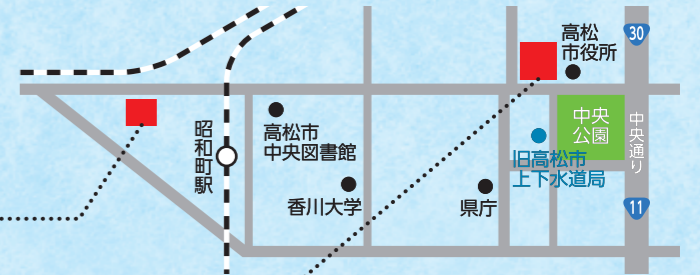


切り取って掲示しておくとお便利です!!

## 保存版 こんなときはこちらへご連絡ください!

香川県広域水道企業団 高松事務所 西宝町分室  
高松市西宝町一丁目13番30号  
営業時間 月曜～土曜 8:30～17:15 ※祝日、年末年始は休業

料金センター TEL 839-2781



高松市防災合同庁舎 (危機管理センター)内  
高松市番町一丁目8番15号  
※高松市役所西隣



香川県広域水道企業団 高松事務所  
営業時間 月曜～金曜 8:30～17:15 ※祝日、年末年始は休業

- 総務課 TEL 839-2711
- お客さまセンター TEL 839-2731
- 水道整備課 TEL 839-2741
- 水道整備課 漏水修繕係 TEL 839-2761
- 給水課 給水指導係 TEL 839-2718
- 給水課 鉛管対策係 TEL 839-2760
- 浄水課 TEL 839-2751

- 水道料金・下水道使用料のお支払い
- 検針のお問い合わせ
- 宅地内(メーター下流側)での水漏れ  
水漏れ箇所がわかる 水漏れ箇所がわからない
- 上下水道の使用開始・中止の手続き
- お支払い方法変更の手続き
- 夜間・休日の急な水のトラブル
- 水が出ない  
一部だけ出ない 家の中全てが出ない
- 道路での水漏れ
- 水がにごる
- 宅地内の水道設備工事のご相談
- 悪質業者のご相談
- 鉛管に関するご相談・お問い合わせ

お近くの指定工事店か、高松市上下水道工業協同組合 (TEL.831-5634)へ相談

宅地内の給排水設備はお客さまの所有物です。維持管理や修繕・工事の費用は、基本的にお客さまのご負担となります。

## 下水道関係はこちらへ

高松市 都市整備局下水道部  
営業時間 月曜～金曜 8:30～17:15 ※祝日、年末年始は休業

- 下水道経営課 生活排水係 TEL 839-2720
- 下水道業務課 TEL 839-2717
- 下水道整備課 TEL 839-2771

- 排水が詰まる  
最終ますの上流側 最終ますの下流側
- 下水のマンホール破損

都市整備局下水道部は水道企業団高松事務所と同じ「高松市防災合同庁舎」内にあり連携を図っています。